

神奈川RB 設立総会 資料



開催日時 : 1999年 1月 10日 午前 10時 ~ 11時
会 場 : かながわ県民活動サポートセンター 301会議室

神奈川RB 設立準備委員会

神奈川RB設立趣意書

レスキューサポートバイクネットワーク...略称「RB」は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時の情報活動や救援活動を支援するために生まれたボランティア組織です。東海地震に備えた市民運動として、1994年11月にバイクのまち浜松で誕生しましたが、その2ヶ月後に、誰もが予測していなかった阪神地域に大地震が発生しました。高速道路は崩壊し、幹線道路は大渋滞、生活道路も倒壊家屋や倒れた電柱、飛散した瓦礫で、ほとんどが通行止めとなりました。こうした状況の中で威力を発揮したのがオートバイでした。中でもオフロードバイクは、渋滞や瓦礫の中を自由に走り廻り、震災時の救援活動にはなくてはならない存在となりました。

被災地ではオートバイが大活躍したことから、RBの活動は急速に全国に広がるようになり、1997年2月には「ジャパンRB」が設立されました。そして、日本のどこで地震が起きても迅速な対応ができるように、全国を9のブロックにわけて、組織づくりが進められています。これまでに、宮城・新潟・石川・栃木・埼玉・千葉・東京・山梨・静岡・愛知・奈良・大阪・兵庫・広島・島根・鳥取・大分の15都県でRBが活動を行っています。

地震は「いつ」「どこ」で起きるかも知れません。そこで、神奈川RB設立準備委員会では、かねてから神奈川RBを設立するための準備を進めて参りましたが、本日ここに神奈川RB設立総会を開催する運びとなりました。

RBは、「自分達の地域は自分達で守る」ことを基本とした組織です。今後は、県内の隅々にまで隊員を増やし、いざという時には、県内の隊員が相互に連携して救援活動ができるように、県内ネットワークの充実をめざしていきたいと思います。それが実現すれば、隣県のRBを支援することも可能となります。そして、隣県同士のネットワークが全国に広がれば、日本のどこで地震災害が起きても、近隣RBによる迅速な救援活動が可能となります。以上の主旨で、神奈川RBを設立しますのでご協力をお願い致します。

1999年 1月 10日
神奈川RB設立準備委員一同

神奈川RB設立総会資料 目次

	内容	ページ
1.	神奈川RB設立趣意書	1
2.	神奈川RB設立総会次第	3
3.	神奈川RB設立にあたって 神奈川RB宣言	4
4.	神奈川RB活動経過	5
5.	神奈川RB規約案に関する件 (設立総会議事)	6 - 9
6.	年度神奈川RB役員選出に関する件 (設立総会議事)	10
7.	1999年度神奈川RB活動計画に関する件 (設立総会議事)	11
8.	1999年度神奈川RB予算案に関する件 (設立総会議事)	12
9.	JB震災時支援協定に関する件 (設立総会議事)	13
10.	神奈川RB組織図	14
11.	神奈川RB会議構成図	15
12.	JBとは?	16 - 20
13.	神奈川RB連絡先	21



神奈川RB設立総会次第

1. 開会
2. 設立準備委員会代表挨拶
3. 活動説明
4. 来賓紹介・挨拶
5. 祝電披露
6. 来訪RB紹介
7. 設立総会議事
 - 神奈川RB規約案に関する件
 - 1999年度神奈川RB役員選出に関する件
 - 1999年度神奈川RB活動計画に関する件
 - 1999年度神奈川RB予算案に関する件
 - JRB震災時支援協定に関する件
8. 役員・リーダー紹介
9. 神奈川RB宣言朗読
10. JRB代表挨拶
11. 分科会紹介
12. お知らせ
13. 閉会

神奈川RB設立にあたって

震災時バイクで役に立ちたい」

これが神奈川レスキューサポートバイクネットワークのキーワードです。

1997年7月より本日まで約1年半にわたり準備をして参りましたが、このたびようやく神奈川レスキューサポートバイクネットワーク(略称神奈川RB)として設立総会を開催するに至りました。

設立に当たり、まずこれまでの活動にご協力を頂きました多くの方々に心から御礼を申し上げます。

神奈川RBはバイクで役立ちたいという共通の思いでこの1年半試行錯誤を重ねて参りましたが、中でも特にメンバーの気持ちのベクトルを合わせること、またボランティアとは何か？を理解することの難しさを味わって来ました。

しかし私たちはここ県民活動サポートセンター、えびなサポートセンターを通じて多くのボランティアの方々と交流が出来ました。ここでは我々だけでは到底得られない多くの知識と実践の場を提供いただきました。

おかげさまで今、自信を持ってスタートできるようになりました。

神奈川RBは「各自がやりたいことをやる」、ボトムアップで運営しています。今後もこれを継続し災害ボランティアとして必要な、何時、誰が、何処でリーダーになってもやってゆける人材が育つのに適した環境を維持したいと思えます。

設立1年目は、自らのスキルアップそして各団体との連携により

* 神奈川県西部地震シミュレーション(行動計画策定と実践)

* (災害)弱者の理解

を中心に活動いたします。

これからも皆様のご支援を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

設立準備委員会代表 山田 泰

神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時において、オートバイの機動性を活かして、被災地のために救援活動とその支援を行います。
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は、加害、被害を問わず自己責任とします。
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します。
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

神奈川RB活動経過

1997年

7月	発起人会(7/27)	
9月	ミーティング(9/7)	
10月	ミーティング(10/5)	
11月		グッドライダーズミーティング参加(11/9) <東京都二輪普及協会主催> 炊き出し訓練(11/30)
12月	ミーティング(12/23)	

1998年

1月	定例ミーティング(1/4)	防災ギャザリング参加 パネル展示(1月11日~25日) フリーマーケット(1月24,25日)
2月	定例ミーティング(2/8) 運営分科会(2/1)	横浜市防災センター見学(2/8) 災害時のための勉強会(2/8)
3月	定例ミーティング(3/8) 運営分科会(3/1)	ホームページ運用開始(3/9) ツーリング(3/29)
4月	定例ミーティング(4/19) 運営分科会(4/12)	ツーリング(4/26)
5月	定例ミーティング(5/16)	オフロード走行訓練(5/16) <県警白バイ隊員指導>
	運営分科会(5/10,31)	県内キャンプ訓練(5/16-17) ツーリング(5/24)
6月	定例ミーティング(6/7) 運営分科会(6/27)	
7月	定例ミーティング(7/5)	上級救命講習会(7/12) 横須賀防災訓練参加(7/25-26)
8月	定例ミーティング(8/1) 運営分科会(8/29)	JRB全国大会(東京8/8-9) 担当:「調布川崎物資搬送訓練」 及び「救護シミュレーション」
9月	定例ミーティング(9/20) 懇親会(9/19)	掛川総合防災訓練参加(9/1) 自衛隊・AMDA・JRBの合同訓練
10月	定例ミーティング(10/4)	R B 合同キャンプ訓練 in 静岡(10/24-25)
11月	運営分科会(11/3) 定例ミーティング(11/8)	オフロード走行訓練(11/28) <県警白バイ隊員指導>
12月	定例ミーティング(12/6) 運営分科会(12/13,19,23,26)	

神奈川RB規約案に関する件（設立総会議事）

【神奈川・レスキューサポート・バイクネットワーク規約案】

（名称）

第1条

1. 本会は、「神奈川・レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。
2. 通称を「神奈川RB」とする。

（目的）

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

（基本理念）

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

（事業）

第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う

1. 会員の訓練及び研修。
2. 会員相互の交流と親睦に関する活動。
3. 本会の広報活動と啓蒙活動。
4. 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。
5. 震災に関する情報収集、研究。
6. その他、目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第5条

会員は本会の目的、理念に賛同する者でなければならない。

第6条

会員となるものは本会に入会手続きを行わなければならない。

第7条

会員が退会する際、退会手続きを行わなければならない。

第8条

会員は細則に示す年会費を納入しなければならない。

神奈川RB規約案に関する件 (続)

第9条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

1. 本会の名誉を著しく毀損した場合。
2. 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。
3. 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

(役員)

第10条

本会会員から、以下の役員を選出する。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第11条

1. 代表は、本会の円滑な運営を行うとともに、本会を総理する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合、会務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条

役員の仕事は1年とする。但し、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第13条

役員は再任を妨げない。

(地区リーダー)

第14条

会員数に応じ、適宜、地区毎にリーダーを定める。

神奈川RB規約案に関する件(続)

(機 関)

第15条

本会に以下の機関を置く

1. 総会
2. 運営会議
3. 定例会議
4. 分科会
5. 事務局

(総 会)

第16条

総会は、本会における最重要な課題に関する議決を行う

第17条

総会は全会員によって構成される。

第18条

総会は毎年1回以上開催する。

第19条

総会は代表により開催される。

(運営会議)

第20条

運営会議は本会の運営に関する諸課題の解決を図る議決を行う

第21条

運営会議は役員および、各リーダーにより構成される。

第22条

運営会議は、必要に応じ、役員により招集される。

(定例会議)

第23条

定例会議は本会全体の活動・運営における所徹底と課題抽出および
解決案作成を行い、重要な課題に関する議決を行う

第24条

定例会議は全会員によって構成される。

(事務局)

第25条

事務局は、本会運営に際し、必要な事務を行う

神奈川RB規約案に関する件(続)

(分科会)

第26条

分科会は、担当分野の活動と運営に関する方針案の作成を行い、定例会議、又は、運営会議にて承認を得た後、方針実施を図る。

第27条

分科会には、リーダーをおく。

第28条

分科会は、実施中の活動について、適宜、定例会議にて報告を行う。

(会計)

第29条

1. 本会の会計年度は毎年11月1日より10月末日迄とする。
2. 本会の会計報告は総会において行われる。

(会費等)

第30条

一旦納入された、会費、寄付金は返却しないものとする。

(細則)

第31条

年会費は次の通りとする。
年会費2,000円、または月額200円とする。

第32条

本規約の改正は総会において承認されなければならない。

第33条

本規約は1999年1月10日より施行する。

1999年度神奈川RB役員選出に関する件 (設立総会議事)

【1999年度神奈川RB役員案】

以下の者を1999年度神奈川RB役員として推薦致します。

代表	山田 泰
副代表	中島 信義
	谷内 太一
	入佐 俊明
	井上 哲也
事務局長	原 俊介
会計監査	岩瀬 雅裕
	松井 嘉夫

1999年度神奈川RB活動計画に関する件 (設立総会議事)

【1999年度神奈川RB活動計画案】

1999年		
1月	神奈川RB設立総会 (1/10)	防災ギャザリング参加(1/10~24) "設立記念講演会(1/10), フリーマーケット"
2月	運営会議(2/7)	
3月	定例会議(3/7) オリエンテーション(同)	県西部地震シミュレーションの現地調査
4月		オフロード走行訓練 救急救命講習会
5月	運営会議(5/9)	近隣RB合同キャンプ
6月	定例会議(6/6) オリエンテーション(同)	
7月		神奈川RB内部防災訓練
8月	運営会議(8/1)	
9月	定例会議(9/5) オリエンテーション(同)	防災訓練参加
10月		オフロード走行訓練 救急救命講習会
11月	運営会議(11/7)	神奈川RBキャンプ
12月	定例会議(12/5) オリエンテーション(同)	

2000年		
1月	神奈川RB総会	県西部地震シミュレーション発表会 防災ギャザリング参加

1999年度神奈川RB予算案に関する件 (設立総会議事)

【1999年度神奈川RB予算案】

収入の部

項目	金額	摘要
会費	70,000	2,000 × 35名
参加費	20,000	イベント等参加費
合計	90,000	

支出の部

項目	金額	摘要
会議費	14,000	会議資料作成費用
通信費	24,000	封筒・切手・メールングリスト費用等
会報費	9,000	会報作成費用
会場費	12,000	サポートセンター(横浜・海老名)ロッカー費用
交通費	20,000	JRB理事会出席費用
予備費	11,000	事務局費用等
合計	90,000	

JRB震災時支援協定に関する件 (設立総会議事)

【JRB震災時支援協定】

(趣旨)

第1条 この協定は、JRB規約第3条2項に基づき災害時の支援に関する事項を定める。

- 2 本協定を締結した「RB」のいずれかの地域において災害が発生し、独自では十分な活動ができない場合において、被災地「RB」からの要請にこたえ、初動の救援活動を支援するため、基本的な事項を定める。

(支援時の確認事項)

第2条 相互支援をする際には、次の事項について確認をする。

- (1) 災害の状況
- (2) 出勤する場所、又は地域。
- (3) 支援の期間
- (4) 派遣する隊員数
- (5) その他必要な事項

(支援の実施)

第3条 支援の要請を請けた側は、ボランティア活動の範囲でできる限りこれに応じるものとし、迅速な救援活動に努めるものとする。

(災害保険)

第4条 支援活動に参加する隊員は必ずボランティア保険に加入するものとする。その際の保険料の支払いは、支援する側で負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかから申し出がない限り継続するものとする。

(雑則)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、常任理事会で定めるものとする。

JRB規約 (関係条文抜粋)

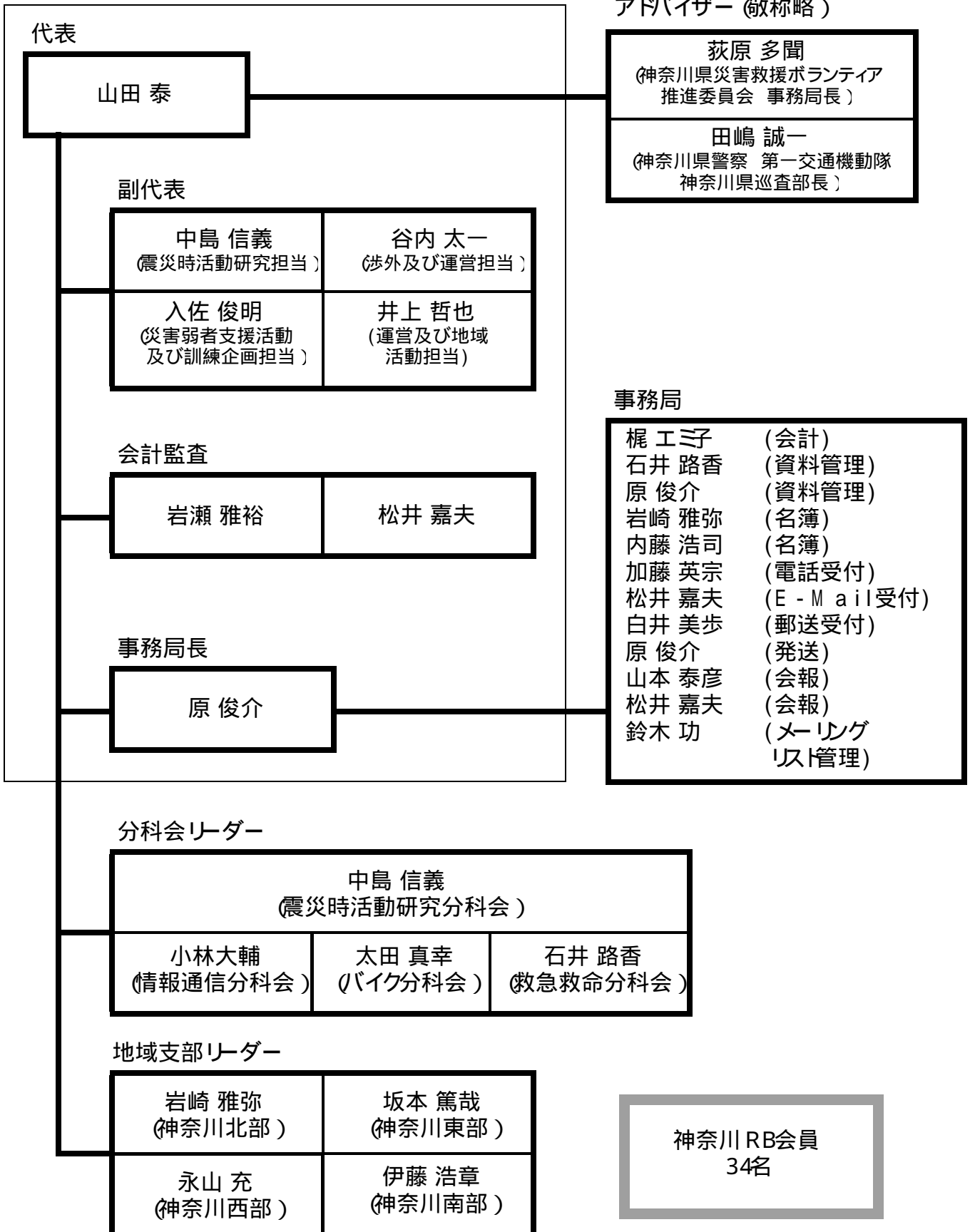
第3条 本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

- 2 本会は、それぞれの「RB」の自主的な活動を尊重する。但し、震災時には被災地と近接する「RB」は相互に支援しあうものとする。そのため、各「RB」は、別途定める「震災時支援協定」を結ぶものとする。

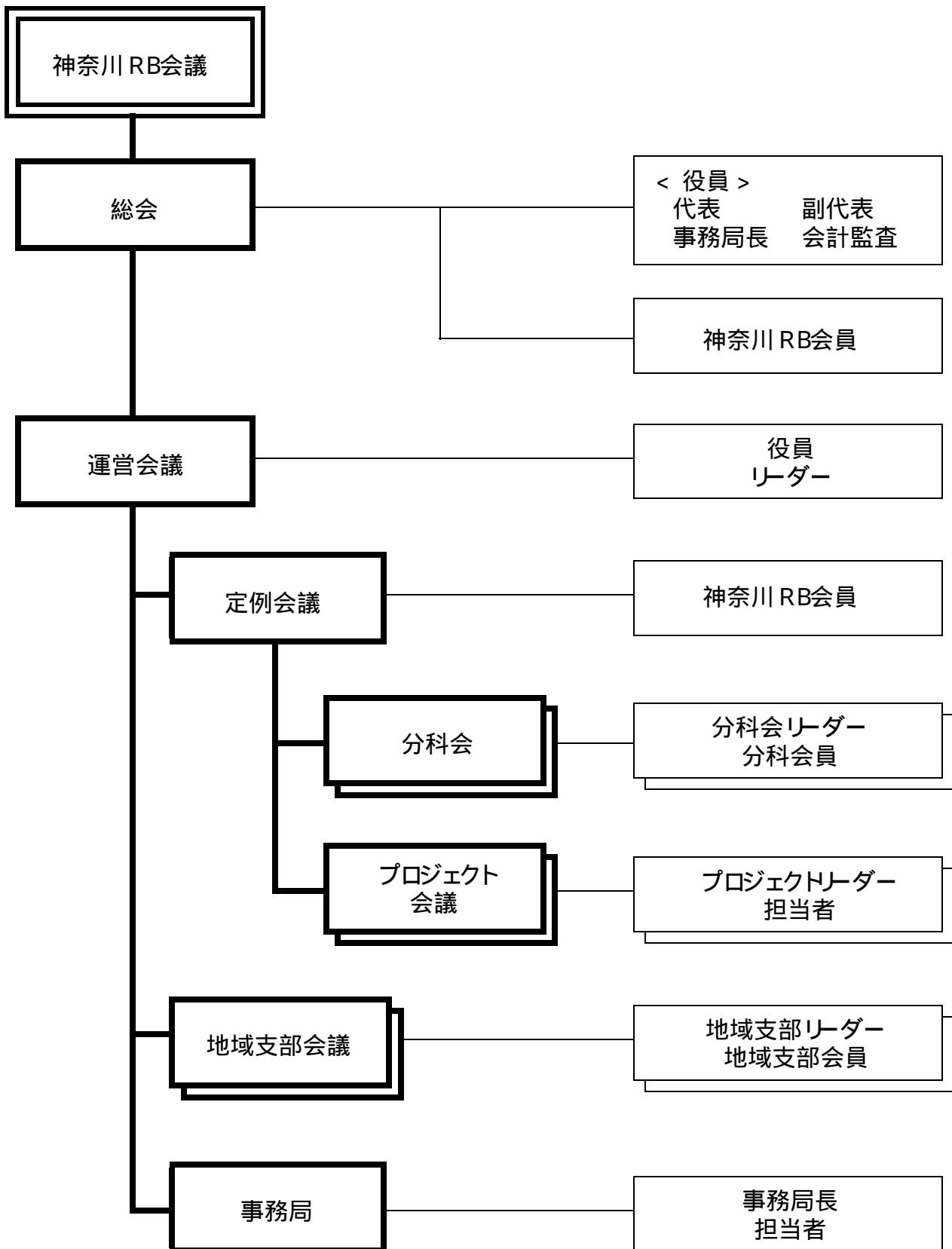
神奈川RB組織図

1998年12月26日現在

役員



神奈川RB会議構成図



RBは、どなたでも参加できます

レスキューサポートバイクネットワーク...略称「RB」は、「バイクの機動力」とそれを支援するネットワークにより、震災時の情報活動や救援活動の支援を行い、バイクを通して地域社会に貢献することを目的に設立されたボランティア組織です。「何か役に立つことをしてみたい...」とお考えの方ならバイクの有無を問わずどなたでも参加できます。

設立経緯

1. バイクのまち浜松で誕生

地震災害は、広域的・多発的・複合的な被害が同時に発生します。道路は寸断され大渋滞となりライフラインもストップ、電話も不通となります。情報が途絶えた中での救援活動は困難を極めますが、そんな時、威力を発揮するのが渋滞や悪路に強いオフロードバイクです。東海地震に備え、「スポーツとして楽しんでいるバイクを災害時の救援活動に役立てたい」という有志が集まり、1994年11月、バイクのまち浜松に「浜松RB」が誕生しました。

2. 阪神・淡路大震災発生

「浜松RB」が誕生してから2ヶ月後の1995年1月17日に、あの阪神・淡路大震災が発生しました。高速道路は崩壊し、幹線道路は渋滞で麻痺状態、生活道路も倒れた電柱や飛散した瓦礫でほとんどが通行不能となりました。被災地では大渋滞の中をオートバイが活躍したことから、震災時の救援活動にはなくてはならない存在となりました。その後、「RB」の活動は急速に中部・関東・北陸・近畿・九州地方へと広がり、更に全国へと広がるようになりました。

3. インターネットの参加

阪神大震災では、インターネットも大活躍しました。インターネットの利用者は現在も猛烈な勢いで増え続けており、そのネットワークは全国の市町村の隅々にまで広がっています。そこで、「RB」の設立に先駆けて1996年8月、インターネットにホームページを開設、「RB」のPRと、インターネット隊員の募集を開始しました。

(<http://www.imilink.com/jrb/>)

4. JRBの誕生

地震はどこで起きるかわかりません。そこで、日本のどこで地震が起きても地元の「RB」で迅速な対応ができるように全国的な組織づくりをめざすことになりました。そして1997年2月9日、「浜松RB」調布RB」「石川RB」「奈良RB」「清水RB」「大分RB」が発起人となって、RB発祥の地「浜松」において「RB設立総会」を開催、ジャパン・レスキューサポートバイクネットワークが正式に誕生しました。

5. 全国ネットワークへ

現在、全国には1500万台のオートバイが登録されています。そこで「RB」では、その1%を目標に、全国的なネットワークづくりを進めています。もし、それが実現すれば、日本のどこで地震災害が発生しても迅速な救援活動が可能となります。その時、オートバイはスポーツやレジャー、実用のほかに「社会への貢献」という全く新しい機能とステータスをもつこととなります。

JRBとは？(続) - RBの役割・活動の基本 -

RBの役割

1.情報の収集と伝達

「RB」は、オートバイの機動力と、それを支援するネットワークにより、被災地の情報(火災・救急救命・交通・ライフライン・避難地等)を迅速・的確に収集し、地域の自主防災組織や、行政・消防・警察・医療・報道等の関係機関に伝達するとともに、これらの関係機関と連携して救援活動の支援を行います。

2.緊急物資の運搬

被災地では、道路は寸断され、使える道路も大渋滞となるため、オートバイによる医薬品や輸血用血液などの緊急を要する物資の運搬を行います。

活動の基本

1.安全を最優先

「RB」は、隊員の自発的なボランティア活動が基本となります。震災時の活動には二次災害の危険性が伴いますので安全を最優先とします。消火活動や負傷者の救出は原則として、消防署や自主防災組織にゆだねることになります。

2.活動の拠点

「RB」は、「自分達の地域は地域で守る」ことを基本とした組織です。従って、隊員は地元の「RB」で活動することになります。ただし、地元「RB組織」がない場合には、地元「RB」が設立されるまでは、同一ブロック内の最寄りの「RB」に所属して活動を行うことになります。

3.活動の期間

RBの活動内容は、時間の経過とともに変化します。発震直後の消火・救急活動の支援から、救助待ち被災者の発見、避難生活の支援へと重点が移ります。そして、2週間を過ぎるころには道路も復旧し始めます。そこで、「RB」の活動は最初の2週間をめどとし、それ以降は一般的なボランティア活動へと移行していくことになります。

4.自己完結型の活動

被災地では飲料水から、食糧・薬品・日用品まですべてが物不足になります。ライフラインも止まり、トイレにも、ごみの捨て場にも困る状態が続きます。被災地に負担をかけないで継続的なRB活動を維持するため、物資の調達から発生物の処理まで「自己完結型」の活動が基本となります。

5.災害時の優先順位

被災地の状況は日時の経過とともに刻々と変化します。そこで、「RB」の活動は被害の状況や隊員の数から、その時点における最善の策を選択することになります。その際の優先順位は以下の通りですが、最終的には現場の状況で判断することになります。

- ・火災の発見・通報及び後方支援(消防署との連携)
- ・被災情報の収集(市内全体の物的・人的被害、道路・交通状況の把握)
- ・避難地情報の収集(市内全域の被災者・負傷者の状況)
- ・関係機関への情報伝達(災害対策本部・地元放送局等)
- ・自主防災隊との連携による救援活動
- ・緊急物資の運搬(医薬品等)

6.報告は文書で

情報が跡絶えた中では流言飛語が飛び交うことから、信頼度の高い情報収集が最重要課題となります。「RB」では、情報の信頼度を高めるため、以下の3点を基本に活動を行います。

報告は文書で行う(被災状況報告カード・伝言カードを使用)

被災状況は事実をもとに客観的に報告する。

報告は、簡単・明瞭・正確に。

JRBとは？(続) - RBの組織・1 -

RBの組織

1.組織

「RB」の組織は「地区RB」「市町村RB」「都道府県RB」「ブロックRB」「ジャパンRB」で構成されており、それぞれ以下のような組織となっています。

(1) 地区RB

地区RBは、「市町村RB」の支部組織で自主防災組織の地区を単位とした組織です。「地区RB」は、地区内の隊員で構成し、隊員が少ない場合には、隣接する複数の地区で一つの「地区RB」を編成します。

(2) 市町村RB

市町村RBは、市町村を単位とした組織で、RB活動の基本となる組織です。隊員は、地元の「市町村RB」に所属しますが、地元「RB」がない場合には近隣の「市町村RB」に所属することになります。「市町村RB」には事務局をおき、スタッフをおきます。

(3) 都道府県RB

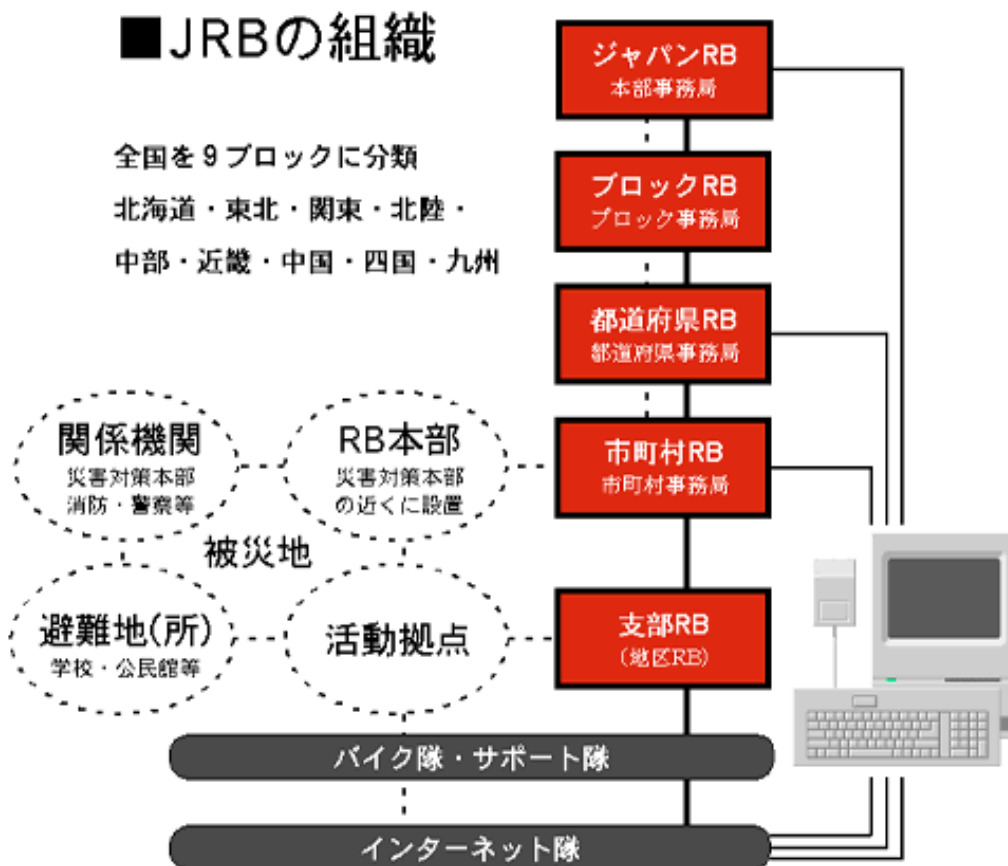
都道府県RBは、各都道府県下の「市町村RB」で組織し、「事務局」をおきます。なお、事務局が被災した場合に備えて「予備の事務局」をおきます。両事務局は、それぞれに独立して機能する組織とし、スタッフをおきます。両事務局は、50km以上離れた位置に設置するものとします。

(4) ブロック事務局

ブロックRBは、日本のどこで地震災害が発生しても、ブロック内の「RB」で迅速な対応ができるように、全国を9のブロック(北海道・東北・北陸・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に分けて組織し、それぞれに「ブロック事務局」をおきます。

(5) ジャパンRB

ジャパンRBは全国の「都道府県RB」で組織し、浜松に「本部事務局」をおきます。なお、本部事務局が被災した場合に備えて東京に「予備の事務局」をおきます。両事務局には、それぞれにスタッフをおきます。



2.機能

(1) 地区RB (支部RB)

被災地では、小学校や中学校・公園等が避難地となります。避難地にはその地区の住民や負傷者が避難してきますので、RB活動が最も必要な場所となります。地区RBは、地区の自主防災組織と連携して、被害情報の収集・伝達、及び救援活動の支援を行います。

(2) 市町村RB

地震発生と同時に、被災地の市町村には「災害対策本部」が設置されます。そこで、被災地となった地域の隊員は、地元の市町村で活動することになります。災害対策本部をはじめ、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携しながら、市町村全体の被害情報の収集・伝達、並びに救援活動の支援を行います。

(3) 都道府県RB

災害が発生した場合、「都道府県RB」はいち速く圏内の被害状況を把握し、各「市町村RB」と連携を図り迅速なRB活動を開始します。都道府県内のRBでは十分な活動ができない場合は、「ブロックRB」に支援を要請します。

(4) ブロックRB

災害が発生した場合、「ブロックRB事務局」はいち速く被害の状況を把握し支援活動に備えます。被災地のRBから支援の要請があった場合には、ブロック内の各「RB」と連携を図り、迅速な支援活動を開始します。

(5) ジャパンRB

「ジャパンRB」は全国の「都道府県RB」をインターネットで結び、震災時の支援活動に備えます。震災時には、被災地のインターネット隊員から送られてくる情報をもとに、災害の規模、地域等を把握します。それをもとに、関係「都道府県RB」との連絡・調整を図り、広域的な支援体制を整えています。

3.隊員・賛助会員

「RB」は、隊員と賛助会員で組織されています。さらに隊員は、「バイク隊員」とそれを支援する「サポート隊員」「インターネット隊員」で構成されています。

(1) バイク隊員

バイク隊員は、オートバイの機動力を活かして、被災地の被害情報の収集や伝達、緊急物資の運搬を行います。また、市町村の災害対策本部や自主防災組織、消防・警察・医療・報道等の関係機関と連携をはかり、情報の伝達並びに救援活動の支援を行います。バイクはオフロード、オンロードを問わず、すべてのメーカーのオートバイが対象となります。

(2) サポート隊員

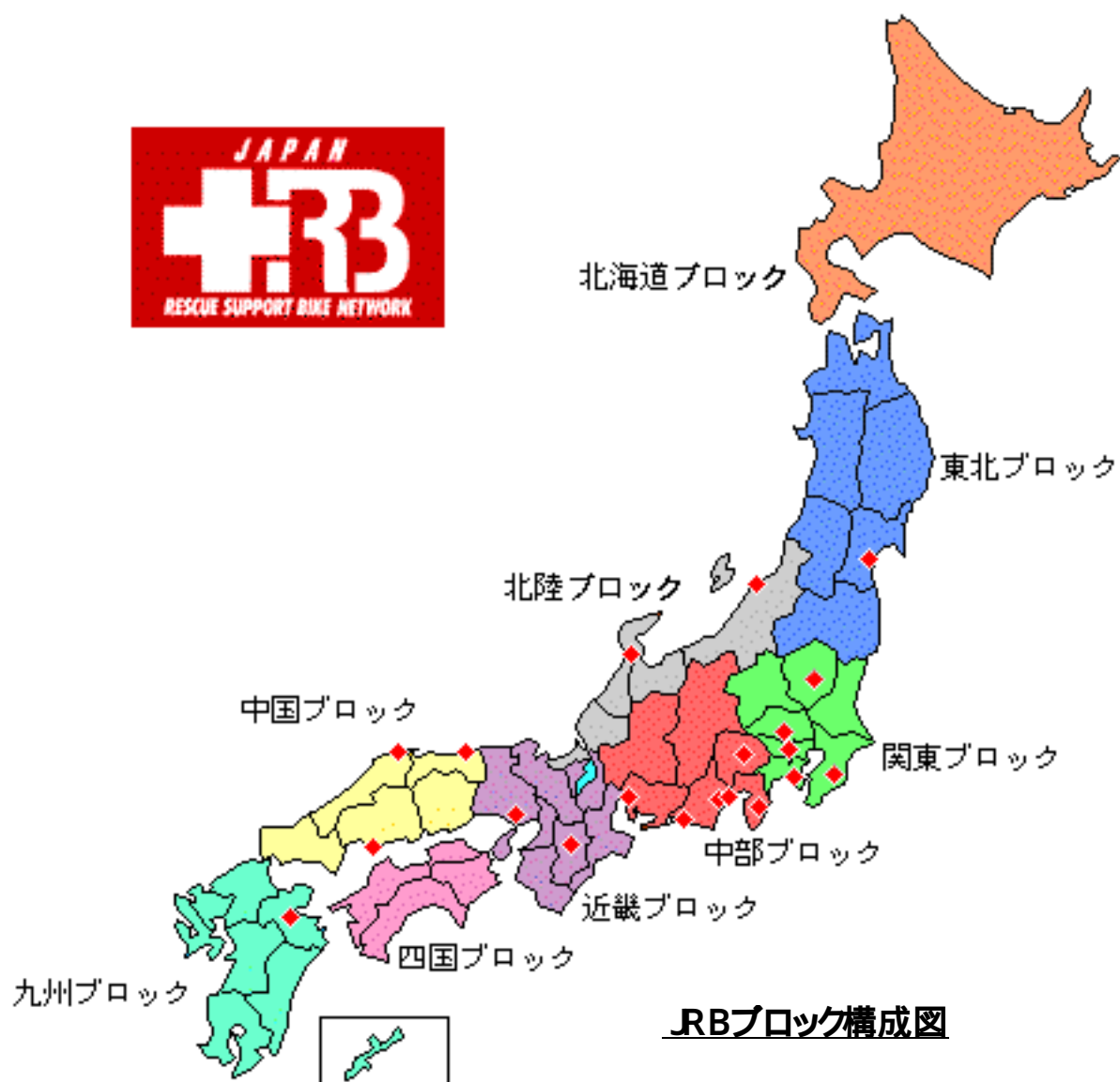
サポート隊員は、バイク隊が迅速かつ適確な情報活動が継続的に行えるように、側面から支援します。震災時には「RB本部」や地区の「活動拠点」において、バイク隊の活動をサポートするとともに、必要な設備や用具を整え、RB隊員の食糧や飲料水・燃料の調達等の後方支援を行います。サポート隊員はバイクがなくても参加できます。

(3) インターネット隊員

地震発生直後の被災地の情報は、RB活動を開始するか否かを決定するうえで最も重要な情報となります。そこで、「震度6弱」以上の地震が発生した場合、該当地域のインターネット隊員は、被害状況をいち速く「JRB」に発信します。「JRB」はその情報をもとに迅速で広域的な活動を開始します。

(4) 賛助会員

賛助会員は、「RB」の活動を資金面から支援していただく会員です。本会の主旨にご賛同いただける方なら、個人・団体・企業を問わず、どなたでもご参加いただけます。



神奈川R B 連絡先

代表 : 山田 泰
郵送先 : 〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター
レターケースNo.81
TEL : 0462-47-7884 (加藤英宗宅)
FAX : 0462-47-9539 (加藤英宗宅)
ホームページ : <http://cools.com/kanagawarb>
電子メール : 52379663@people.or.jp

